2　共済金の貸付限度額の改正を迅速に行うため、貸付限度額等を政令事項に改めることとした。（第四条第二項、第九条第二項及び第三項、第一二条第三項及び第四項並びに第一四条第三項及び第六項関係）

3　中小企業者が共済契約の申込みに際して添えることとされている申込金を廃止することとした。（第五条、第一四条第一項、第一九条及び第二〇条並びに附則第三条、第五条～第七条関係）

4　倒産の発生の日から貸付けの請求があった日までに掛金月額の増加の効力が生じた共済契約に係る貸付けについては、当該増額分に相当する掛金は共済金の貸付額の算定の基礎としないこととした。（第九条第二項第三号及び附則第四条関係）

5　償還期間の上限を五年から一〇年に延長することとした。（第一〇条第一項関係）

6　共済金を約定よりも早期に完済した共済契約者に対して早期償還手当金を支給することとした。（第二条第四項～第七項、第三条第三項第二号、第七条第二項第二号、第一〇条第六項及び第七項、第一一条第五項、第一二条の二第四項、第一二条第二項第二号、第一三条並びに第二〇条関係）

7　中小企業倒産防止共済法の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができることとした。（第二二条及び第二三条関係）

8　その他所要の規定の整備を行うこととした。

9　施行期日等

㈠　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日等から施行することとした。

㈡　この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。

法律

小規模企業共済法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年四月二十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第二十四号

小規模企業共済法の一部を改正する法律

小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「第三号若しくは前号」を「前二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる個人の営む事業の経営に携わる個人（前二号に掲げる個人を除く。）

第三条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、当該共済契約の締結によつて小規模企業共済事業の適正かつ円滑な運営を阻害することとなるおそれがあるものとして経済産業省令で定める場合に該当するとき。

第七条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第四項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「その事業に係る金銭以外の資産の出資をすることにより」を削る。

第十三条第一項後段中「第七条第四項第一号又は第三号」を「第七条第四項各号」に改め、「以内に、その者」の下に「（第十五条ただし書の規定により条件付権利の譲渡しをしたものを除く。）」を加え、同条第二項中「条件付き権利」を「条件付権利」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前において効力を生じた共済契約（次項において「既契約」という。）については、この法律による改正後の第七条第四項第一号中「設立するため」とあるのは、「設立するためその事業に係る金銭以外の資産の出資をすることにより」と読み替えて、同号の規定を適用する。

2　この法律の施行前に第七条第四項第二号に掲げる事由が生じた既契約に係る共済契約者については、この法律による改正後の第十三条第一項後段の規定は、適用しない。

3　この法律の施行前に申込みがされた共済契約については、この法律による改正後の第三条第五項第三号の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

経済産業大臣　直嶋　正行

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年四月二十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第二十五号

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律

中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、過大な債務を負つていることにより事業の継続が困難となつているため債務の減免又は期限の猶予を受けることを目的とするものと認められる手続であつて、その開始日を特定することができるものとして経済産業省令で定めるものがされること。

第二条に次の四項を加える。

4　この法律において「早期償還手当金」とは、機構が、貸付けを受けた共済金の償還を完了すべき期限前にこれを完了し、かつ、当該共済金の全額をその償還期日までに償還した共済契約者に対し、第十条の二第一項の規定により支給する手当金をいう。

5　この法律において「一時貸付金」とは、機構が、臨時に事業資金を必要とする共済契約者に対し、第十条の二第一項の規定により貸し付ける資金をいう。

6　この法律において「解約手当金」とは、機構が、共済契約を解除した者に対し、第十一条第一項の規定により支給する手当金をいう。

7　この法律において「完済手当金」とは、機構が、貸付けを受けた共済金の全額をその償還期日までに償還した共済契約者に対し、第十一条の二第一項の規定により支給する手当金をいう。

第三条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「貸付け又は」の下に「早期償還手当金、」を加える。

第四条第二項を次のように改める。

2　掛金月額は、五千円以上であつて五千円に整数を乗じて得た額とする。ただし、第九条第二項ただし書の政令で定める額の十分の一に相当する額（以下「掛金納付制限額」という。）の四十分の一に相当する額を超えてはならない。

第五条第一項中「明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えて」を「明らかにして」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第七条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「貸付け又は」の下に「早期償還手当金、」を加える。

第九条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項ただし書中「三千二百万円」を「政令で定める額」に改め、同項第三号中「前六月以内」を「の前日の六月前の日から貸付けの請求があつた日までの間」に改め、同条第四項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項ただし書の政令で定める額は、取引先企業の倒産の影響を受けて倒産する等の事態をその貸付けを受けることにより中小企業者の大部分が避けることができると見込まれる資金の額等を勘案して定めるものとする。